

様式第14号の3(第34条の2の2第1項関係)

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□ 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	□□□□□□□□□□□□

高度プロフェッショナル制度に関する報告

報告機関	年 月から 年 月まで
------	-------------

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)				常時使用する労働者数 (制度の適用労働者数)	
		(〒) (電話番号：)				()	
業務の種類及びその分類	労働者の範囲	同意した労働者数 (同意を撤回した労働者数)	労働者の健康管理時間の状況 (健康管理時間の把握方法)		労働者の休日の取得状況	選択的措置の実施状況	労働者の健康及び福祉を確保 するための措置の実施状況
()			最長の者	平均		()	()
		()	() 決議した時間を除いた場合□		4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □		
()			最長の者	平均		()	()
		()	() 決議した時間を除いた場合□		4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □		
()			最長の者	平均		()	()
		()	() 決議した時間を除いた場合□		4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □		
()			最長の者	平均		()	()
		()	() 決議した時間を除いた場合□		4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □		

年 月 日

労働基準監督署長殿

職名
氏名

使用者

記載心得

- 1 「業務の種類及びその分類」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第1号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入するとともに、労働基準法施行規則第34条の2第3項各号に掲げる対象業務のうちいずれに該当するものかを以下の番号から選択して()内に記入すること。
 - ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
 - ② 資産運用(指図を含む。以下この②において同じ。)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
 - ③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
 - ④ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
 - ⑤ 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務
- 2 「労働者の範囲」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第2号に規定する労働者として決議した労働者の範囲を記入すること。また、「同意した労働者数(同意を撤回した労働者数)」の欄には、当該報告期間中に労働基準法第41条の2第1項の同意をした労働者数及び当該同意を撤回した労働者数を業務の種類ごとに記入すること。
- 3 「労働者の健康管理時間の状況(健康管理時間の把握方法)」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第3号に規定する健康管理時間として把握した時間のうち、当該報告期間中に対象業務に従事した労働者の中で1箇月当たりの健康管理時間数が最長であつた者の当該1箇月当たりの健康管理時間数及び当該報告期間中に対象業務に従事した労働者全員の1箇月当たりの健康管理時間数の平均値を業務の種類ごとに具体的に記入すること。なお、時間数については、小数点第二位を四捨五入して記入すること。また、健康管理時間を実際に把握した方法を具体的に()内に記入するとともに、チェックボックスは、事業場内にいた時間から決議で定める労働時間以外の時間を除いた場合にチェックすること。
- 4 「労働者の休日の取得状況」の欄には、対象労働者の休日の取得状況について、当該報告期間中に対象業務に従事した期間が最も長い者の当該従事した期間及び休日の取得日数を記入すること。なお、当該最も長い者が複数いる場合はそれらの者のうち休日の取得日数が最も少ない者の取得日数を記入すること。

- また、チェックボックスは、当該報告期間中に対象業務に従事した労働者全員が4週間を通じ4日以上の休日を取得した場合にチェックすること。
- 5 「選択的措置の実施状況」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第5号に規定する措置として講じた措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その実施状況を具体的に()内に記入すること。
 - ① 労働者ごとに始業から24時間を経過するまでに11時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について4回以内とすること。
 - ② 1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1箇月100時間又は3箇月240時間を超えない範囲内とすること。
 - ③ 1年に1回以上の継続した2週間(労働者が請求した場合においては、1年に2回以上の継続した1週間)について、休日を与えること。
 - ④ 1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1箇月当たり80時間を超えた場合又は労働者からの申出があつた場合に健康診断を実施すること。
 - 6 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第6号に規定する措置として講じた措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その実施状況を具体的に()内に記入すること。
 - ① 労働基準法第41条の2第1項第5号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの
 - ② 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。
 - ③ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ④ 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑤ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑥ 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。